

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

## 中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生を受け、その対応について、「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について」（平成27年6月4日健感発0604第1号）（以下「平成27年6月4日通知」という。）及び「中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について」（平成27年6月10日健感発0610第1号）（以下「平成27年6月10日通知」という。）により、MERSに罹患した疑いのある患者が発生した場合の情報提供、積極的疫学調査等の迅速な対応をお願いしているところである。

韓国においては、本年7月5日に MERS の新規患者が報告されて以降、新規患者の報告がされておらず、我が国への感染拡大の懸念が極めて低くなったと考えられること、一方でサウジアラビアにおいては、本年8月から医療機関内の二次感染を中心とした集団発生が起きていることを踏まえ、MERS の国内発生時の対応について下記事項のとおり変更することとしたので、関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いする。

加えて、「平成27年6月4日通知」及び「平成27年6月10日通知」は、本日をもって廃止する。

## 記

### 第一 概要

#### 1 情報提供を求める患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS などの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前 14 日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に対象地域（※）において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、

MERS であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

※ 対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に、対象地域か否かを問わず、MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERS が疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの又は MERS が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

## 2 MERS 疑似症の定義について

医師が、上記 1 のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、MERS への感染が疑われると診断した場合には、当面の間、MERS 疑似症患者として取り扱うこと。

なお、直接の対面診療を行うことが困難である場合等において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、保健所の医師が電話等による問診によって、疑似症の定義に該当するかを判断しても差し支えないこと。

## 3 MERS 患者の搬送について

MERS 患者の搬送に当たっては、「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者搬送における感染対策」（平成 26 年 7 月 25 日国立感染症研究所）（別添 1）を参考にして、必要な感染予防策を講じること。なお、住宅街や深夜の場合など、患者のプライバシー等に十分配慮して搬送すること。

## 4 検体の搬送及び検査について

MERS 疑似症患者が発生した場合、検体の搬送は地方衛生研究所及び国立感染症研究所に対して行い、地方衛生研究所による PCR 検査と並行して、国立感染症研究所による PCR 検査を行えるようにし、早期に検査結果を確定させること。ただし、接触歴などから感染の蓋然性が低いと考えられる患者の検体について、夜間又は休日に搬送する場合は、まずは地方衛生研究所に検体を搬送して検査を行うこととし、必ずしも国立感染症研究所での PCR 検査を並行して行う必要はないこと。

## 5 MERS 患者への医療提供体制について

MERS 患者を入院させる医療機関については、当該患者の長距離移動による患者の負担及び感染拡大リスクを軽減するため、原則として、当該患者が発生した都道府県内において入院医療体制が完結するよう、あらかじめ、患者の発生を想定して、地域ごとに入院医療機関を確保すること。また、MERS については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 3 項で規定する二類感染症であるため、入院医療機関として、特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関があるが、二次感染のリスクを最小限に抑えるため、原則として、陰圧制

御の可能な病室に入院させること。なお、患者の治療に当たる医療機関の要請に応じて、国立国際医療研究センターから専門家を派遣できるので、適宜活用すること。患者の搬送が必要となった場合は、「中東呼吸器症候群 (MERS)・鳥インフルエンザ (H7N9) 患者搬送における感染対策」(平成 26 年 7 月 25 日国立感染症研究所) (別添 1) を参考にしながら、人権に十分配慮し、対応を行うこと。

## 6 院内感染対策の徹底

貴管内医療機関に対し、「中東呼吸器症候群 (MERS)・鳥インフルエンザ (H7N9) 患者に対する院内感染対策」(平成 26 年 7 月 25 日国立感染症研究所) (別添 2) に基づき、標準予防策及び飛沫感染予防策の徹底が図られるよう指導すること。

## 7 MERS 患者からの二次感染が疑われる者への対応について

地方衛生研究所の PCR 検査結果で陽性が出た場合、速やかに MERS 患者からの二次感染が疑われる者に対する積極的疫学調査を開始することとなるが、当該調査の具体的な実施に当たっては、「中東呼吸器症候群 (MERS) に対する積極的疫学調査実施要領 (暫定版)」(平成 27 年 7 月 10 日改訂・国立感染症研究所) (別添 3) を参照の上、次の (1) 及び (2) のとおり、当該患者との接触状況等に応じて、入院措置、健康観察又は外出自粛要請等の対応を行うこと。また、(1) 及び (2) の区分について、(別添 4) のとおり図示しているため、適宜参照すること。なお、積極的疫学調査を開始する都道府県等の要請に応じて、国立感染症研究所から疫学の専門家を派遣することができるので、適宜活用すること。

### (1) 疑似症の要件に該当する者

MERS 疑似症患者の定義に該当する者については、感染症指定医療機関への入院措置

### (2) 疑似症の要件に該当しない者

#### ア 濃厚接触者

MERS 患者と同一住所に居住する者又は必要な感染予防策 (※※) を講じずに、当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から 14 日間の健康観察及び外出自粛要請

#### イ その他接触者

MERS 患者と同じ病棟に滞在する等の接触があった者のうち上記アに該当しない者又は必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から 14 日間の健康観察

(※※) 手袋、サージカルマスク (又は N95 マスク)、眼の防護具、ガウンの装着等

## 8 検疫所との連携

検疫所において、上記 2 の取扱いに基づき、疑似症患者の届出を行った場合には、報告様式 (様式 1) に基づき保健所に情報提供することとしており、保健所において

は、検疫所と連携の上、患者搬送や接触者に対する情報収集などについて迅速に対応すること。また、MERS の PCR 検査の実施が困難な検疫所等において、地方衛生研究所に検査の協力依頼があった場合は、その調整等について協力をお願いする。

## 9 その他留意事項

MERS 疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー（別添 5）及び情報提供の際に使用する参考様式（様式 2）に留意して対応すること。その際、次のア、イ及びウに留意すること。

ア 検査の結果判明前であっても、診察所見等により医師が他の病因であると判断できた場合、疑似症の届け出を取り下げることができること。

イ 疑似症の届け出を取り下げた後であっても、患者の同意があれば、PCR 検査を行うことができること。

ウ 積極的疫学調査を効率的に行うため、地方衛生研究所の PCR 検査結果で陽性が出た時点で、次に掲げる事項について、内容を調整した上で厚生労働省及び都道府県等の双方が公表すること。

（公表項目）

- ・ 地方衛生研究所の検査結果
- ・ 患者の情報（年代、性別、滞在国、症状、接触歴、入国日、居住都道府県名）
- ・ 積極的疫学調査の開始

## 第二 適用日

この通知は、本日から適用する。